

[送信者] 事業所名: 電話番号:
 事業所住所: FAX番号:

従業員名簿 (年 月分) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 [担当者名]

職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	採用年月日	資格 (保有資格に○)	採用時保有資格	採用後取得資格	月合計 勤務時間	月サービス 提供時間	従事サービス	その他 (兼務の職種等)	
記入例	○田 ○郎	常・非・兼	2016年4月1日	介○実・基・初・1・②・3・ <u>その他</u> (看護師)	2	2016年2月1日 介	2017年4月1日	160 時間	50 時間	居・ <u>重</u> ・同・行・移	○○事業所管理者 訪問介護員
管理者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
サービス提供 責任者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
サービス提供 責任者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
サービス提供 責任者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
従業者		常・非・兼		介・実・基・初・1・2・3・その他()				時間	時間	居・重・同・行・移	
								合計 (管理者除く)	時間	時間	

利用者数	合計	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
のべ人数	0 人	人	人	人	人
実際の人数	人	上記4サービスのうち複数を利用する利用者 あり ・ なし			

移動支援利用者	人
---------	---

※名簿の欄が足りない場合、この用紙をコピーするか、管理者から下の行を増やしてお使いください。

従業者名簿の記入方法

職種	氏名	勤務形態 (該当項目に○)	採用年月日	資格 (保有資格に○)	採用時保有資格	採用後取得資格	月合計 勤務時間	月サービス 提供時間	従事サービス (該当項目に○)	その他 (兼務の職種等)
管理者	○田 ○郎	常・非・兼	2012年4月1日	介・実・基・初・①・2・3・その他()	1	2012年1月7日	160 時間	120 時間	居○重○・同・行・移	○○○事業所 管理者
サービス提供 責任者	○木 ○子	常・非・兼	2012年4月1日	介○実・基・初・1・②・3・その他()	2	2012年3月15日	160 時間	120 時間	居○重○・同・行○移	
従業者	○口 ○美	常・非・兼	2015年8月20日	介・実・基・初・1・②・3・その他(看)	2	2011年4月1日	160 時間	160 時間	居○重○・同・行○移	訪問介護員
従業者	○原 ○枝	常・非・兼	2017年6月1日	介・実・基○初・1・2・3・その他()	基	2016年5月13日	120 時間	120 時間	居○重○・同・行○移	訪問介護員
従業者	○藤 ○吉	常・非・兼	2016年4月1日	介・実○基・初・1・2・3・その他(行)	行	2016年2月18日	時間	時間	居○重○・同○行○移	2017年5月まで 2017年6月退社

合計 (管理者除く)	440 時間	400 時間
---------------	--------	--------

利用者数	合計	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
のべ人数	7人	4人	2人	0人	1人
実際の人数	6人	上記4サービスのうち複数を利用する利用者 あり・なし			

移動支援利用者	1人
---------	----

■のセルは自動計算です。
※手書きの場合は、記入してください。
(小数点第2位以下を切り捨て)

記入例

実地指導の対象期間(過去1年間)にサービスを提供している(いた)従業者名を記載してください。(例:実施指導月2017年7月→2016年7月～2017年6月)

<記入上の注意>

①略号:

表中の略号の正式名称は下記のとおりです。

【勤務形態】常:常勤、非:非常勤、兼:兼務

【資格】介:介護福祉士、実:実務者研修修了者、基:介護職員基礎研修修了者

初:居宅介護職員初任者研修修了者

1・2・3:訪問介護員・居宅介護従業者養成研修の各級課程修了者

その他:その他の資格(看護師、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従事者養成研修一般課程等)、みなし資格

※カッコ内は、みなし資格で認められたサービス内容(身体介護・家事援助等)、またはその他の資格(看護師、行動援護従事者養成研修(「行」等の略称で可)等)を記入

【従事サービス】居:居宅介護、重:重度訪問介護、同:同行援護、行:行動援護 移:移動支援

②「採用年月日」欄:

貴事業所が採用した年月日を記載してください。

③「採用時資格」「採用後資格」欄:

採用時・採用後に取得していた資格(略号で可)とその取得年月日をそれぞれ記入してください。資格を複数持つ場合は、全ての資格を記入してください。

④「月合計勤務時間」欄:

実地指導日の前月1か月間に貴事業所で勤務した合計時間数を記入してください。

※介護保険サービスの訪問介護・予防訪問介護事業所の勤務時間数も含めて可

⑤「月サービス提供時間」欄:

実地指導日の前月1か月間に障害者総合支援法に基づき介護給付費の支給決定を受けた利用者を対象に居宅介護等のサービスを提供した時間(合計時間)を記入してください。

※実際にサービスを提供して請求を行った時間を記入してください。移動支援の提供時間は含まないでください。

⑥「その他(兼務の職種等)」欄:

兼務があれば記入してください(例:訪問看護師)。特記事項がある場合も記入してください(例:過去1年間で提供実績のあった月、1年以内に退社した従業者は退社年月日)

⑦「利用者数」欄:

記入日現在の利用者数(合計数及び内訳)を記入してください。複数のサービスを利用している者がいる場合はその旨を明記してください。

従業者等の勤務実績 (2017 年 5 月)

サービス種類		居宅介護、重度訪問介護、同行援護											事業所名	〇〇ヘルパーステーション																		
介護保険法に基づく訪問介護事業所の指定		あり・なし																														
職種	氏名	実地指導日の前月の状況を記入してください。																												4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
管理者	〇田 〇郎	2		2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2	2		2	2			
サービス提供責任者	〇木 〇子	8	8	8		8	8			8	8			8	8			8	8			8	8			8	8			160	40	2.5
サービス提供責任者																													0	0		
サービス提供責任者		障害福祉サービス事業に従事している時間数を記入してください																												0	0	
サービス提供責任者																													0	0		
従業者	〇田 〇郎	6		6	6	6		6	6	6		6	6	6		6	6	6		6	6	6		6	6	6		6	6	120	30	
従業者	〇口 〇美	4		4		8			6	6		4		8		6		8		6		6		6		4			70	18		
従業者	〇原 〇枝	4	4			4		4		4	4		4		4	6		4		4	4		6						56	14		
従業者																													0	0		
従業者																													0	0		
従業者																													0	0		
従業者																													0	0		
従業者																													0	0		
従業者																													0	0		
合計 (管理者を除く)		22	12	18	6	26	8	10	6	24	12	12	18	18	8	6	26	20	10	16	8	20	12	18	12	8	24	6	406	102		
1週間に当該事業所における常勤職員が勤務すべき時間数 (就業規則上に定める勤務時間数)																										40						

常勤換算後の人数 サービス提供責任者、従業者の週平均の勤務時間の合計時間数を、1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数 (就業規則上に定める時間数) で割り、小数点以下第2位を切り捨てた数

- 注1 従業者の勤務時間は、各職種 (管理者・サービス提供責任者・従業者) ごとに、従事している時間を記載してください。
- 注2 名簿の欄が足りない場合、この用紙をコピーするか、管理者から下の行を増やしてお使いください。
- 注3 勤務形態が兼務の職員で兼務している職種が、「管理者兼サービス提供責任者」・「管理者兼従業者」の場合、勤務時間数を各職種ごとに按分し、記載してください。(「サービス提供責任者兼従業者」の場合、按分しての記載は不要)
- 注4 訪問介護事業所等が併設されている場合の勤務時間は、各職種 (管理者・サービス提供責任者・従業者) ごとに、障害福祉サービス事業に従事している時間のみ記載してください。

障害福祉サービス報酬算定 加算点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

居宅介護

事業所名： _____

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
基礎研修課程修了者等により行われる場合	・居宅における身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	所定単位の30%を減算	居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には、報酬の減算を行う		
	・家事援助 ・通院等介助（身体介護を伴わない場合）	所定単位の10%を減算			
重度訪問介護研修修了者による場合	・居宅における身体介護 ・通院等介助（身体介護を伴う場合）	—	所用時間3時間未満の場合は、重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定。所用時間3時間以上の場合は、635単位に30分増すごとに86単位を算定 重度訪問介護研修修了者がサービスを提供した場合には、報酬の減算を行う		
	・家事援助 ・通院等介助（身体介護を伴わない場合）	所定単位の10%を減算			
2人の居宅介護従業者による場合		所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断してイ、ハに準ずると認められる場合		
夜間早朝加算		所定単位の25%を加算	夜間（午後6時～10時）又は早朝（午前6時～8時）に指定居宅介護等を行った場合	/	
深夜加算		所定単位の50%を加算	深夜（午後10時～午前6時）に指定居宅介護等を行った場合	/	
初任者研修課程修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算		所定単位の30%を減算	居宅介護職員初任者研修課程修了者等であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づく居宅介護を行った場合	/	
同一建物等の利用者等にサービスを提供した場合の減算	イ	所定単位の10%を減算	以下の者に居宅介護を行った場合 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住している	/	
	ロ	所定単位の10%を減算	以下の者に居宅介護を行った場合 上記以外の範囲に所在する建物に居住している（当該建物に居住する利用者数が1月あたり20人以上である）	/	
	ハ	所定単位の15%を減算	以下の者に居宅介護を行った場合 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住している（当該建物に居住する利用者数が1月あたり50人以上である）	/	

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
身体拘束廃止未実施減算		5 / 日	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位の20%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(Ⅱ)	所定単位の10%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①、②の一部に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(Ⅲ)	所定単位の10%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
	(Ⅳ)	所定単位の5%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①・②の一部及び④に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合		
【厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】 ①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な情報伝達等） ②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等） ③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上） ④中重度障害者対応要件（区分4以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上）					
特別地域加算		所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所が指定居宅介護を行った場合		
緊急時対応加算		100 / 回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない身体介護・身体介護を伴う通院等介助を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する		
初回加算		200 / 月	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定居宅介護等を行った月に指定居宅介護の提供又は指定居宅介護の提供時に行き訪問した場合		
利用者負担上限額管理加算		150 / 回	利用者負担合計額の管理を行った場合		
喀痰吸引等支援体制加算		1人につき100 / 日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所は除く		
福祉専門職員等連携加算		564 / 回	サービス提供責任者が、利用者に関わったサービス事業所、医療機関等の社会福祉士等と連携して居宅介護計画を作成し、指定居宅介護等を行った場合 ※サービスの初回から90日間で3回を限度		
福祉・介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の27.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅱ)	所定単位の20.0%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅲ)	所定単位の 11.1% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	<p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員等 特定処遇改善 加算	(Ⅰ)	所定単位の 7.0% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。 ※（Ⅱ）は特定事業所加算を算定していない事業所		
	(Ⅱ)	所定単位の 5.5% を加算			

障害福祉サービス報酬算定 加算点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してくだ

重度訪問介護

事業所名： _____

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
特に重度の障がい者に対する加算（重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合）	所定単位の15%を加算	重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合いにある者に対して、重度訪問介護を行った場合			
特に重度の障がい者に対する加算（障害支援区分6に該当する者の場合）	所定単位の8.5%を加算	重度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、区分6に該当する者に対して重度訪問介護を行った場合			
2人の重度訪問介護従業者による場合	所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断してイ、ハに準ずると認められる場合 ※指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に1年以上従事することが見込まれ、当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所の従業者の動向が必要であると認められ同行支援した場合は、所定単位の70%を加算する			
夜間早朝加算	所定単位の25%を加算	夜間（午後6時～10時）又は早朝（午前6時～8時）に指定重度訪問介護等を行った場合	/		
深夜加算	所定単位の50%を加算	深夜（午後10時～午前6時）に指定重度訪問介護等を行った場合	/		
入院中の支援が長期となった場合の減算	所定単位の20%を減算	90日を超えた期間、利用者に対して指定重度訪問介護等が提供された場合であって、市町村が引き続き当該利用者へ支援が必要であると認めた場合	/		
身体拘束廃止未実施減算	5/日	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算	/		
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位の20%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所等が、指定重度訪問介護等を行った場合		
	(Ⅱ)	所定単位の10%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①、②の一部に適合している者として都知事に届け出た指定居宅介護事業所等が、指定重度訪問介護等を行った場合		
	(Ⅲ)	所定単位の10%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、指定重度訪問介護を行った場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
特定事業所加算	<p>【厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】</p> <p>①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な情報伝達、従業者の常時派遣体制の確保等）</p> <p>②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等）</p> <p>③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）</p>						
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等が指定重度訪問介護等を行った場合					
緊急時対応加算	100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない重度訪問介護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する					
移動介護加算	所要時間による（100～250/回）	移動中の介護を行った場合					
初回加算	200/月	新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定重度訪問介護等を行った月に指定重度訪問介護等の提供又は指定重度訪問介護等の提供時に同行訪問を行った場合					
利用者負担上限額管理加算	150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合					
喀痰吸引等支援体制加算	1人につき100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所は除く					
行動障害支援連携加算	584/回	サービス提供責任者が、支援計画シート及び支援手順書を作成した指定障害者支援施設等の従業者と連携して重度訪問介護計画を作成し、指定重度訪問介護等を行った場合 ※サービスの初回から30日間で1回を限度					
移動介護緊急時支援加算	240/日	利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合					
福祉・介護職員処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位の20.0%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）				
	（Ⅱ）	所定単位の14.6%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）				
	（Ⅲ）	所定単位の8.1%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）				
<p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p>							

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求
福祉・介護職員 処遇改善加算		<p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>		
福祉・介護職員等 特定処遇改善 加算	(Ⅰ)	所定単位の 7.0% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを 取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数 の取組を行っているとともに、当該加算に基づく取組につい て、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場 合。 ※（Ⅱ）は特定事業所加算を算定していない事業所	
	(Ⅱ)	所定単位の 5.5% を加算		

障害福祉サービス報酬算定 加算点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してくだ

同行援護

事業所名： _____

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
基礎研修課程修了者等により行われる場合		所定単位の 10% を減算	基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には、報酬の減算を行う		
盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合		所定単位の 10% を減算	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障がい及び聴覚障がいを有する障がい者等に対して支援を行った経験を有する者がサービスを提供する場合には、報酬の減算を行う		
2人の同行援護従業者による場合		所定単位の 100% を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断して認められる場合		
夜間早朝加算		所定単位の 25% を加算	夜間（午後6時～10時）又は早朝（午前6時～8時）に指定同行援護等を行った場合	/	
深夜加算		所定単位の 50% を加算	深夜（午後10時～午前6時）に指定同行援護等を行った場合	/	
盲ろう者向け通訳・介助員支援加算		所定単位の 25% を加算	盲ろう者向け通訳・介助員（※1）が盲ろう者（※2）に指定同行援護等を行った場合 ※1 地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業で、盲ろう者支援に従事する者 ※2 同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級以上に該当する者	/	
利用者の障害支援区分に応じた加算	障害支援区分3	所定単位の 20% を加算	障害支援区分3の利用者に指定同行援護等を行った場合	/	
	障害支援区分4以上	所定単位の 40% を加算	障害支援区分4以上の利用者に指定同行援護等を行った場合	/	
身体拘束廃止未実施減算		5 / 日	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算	/	
特定事業所加算	(I)	所定単位の 20% を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定同行援護事業所が、指定同行援護を行った場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
特定事業所加算	(Ⅱ)	所定単位の10%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①、②の一部に適合している者として都知事に届け出た指定同行援護事業所が、指定同行援護を行った場合		
	(Ⅲ)	所定単位の10%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定同行援護事業所が、指定同行援護を行った場合		
	(Ⅳ)	所定単位の5%を加算	下記「厚生労働大臣が定める基準」の①・②の一部及び④に適合している者として都知事に届け出た指定同行援護事業所が、指定同行援護を行った場合		
	【厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】 ①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な情報伝達等） ②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等） ③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上） ④中重度障害者対応要件（区分4以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上）				
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所が指定同行援護を行った場合			
緊急時対応加算	100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない同行援護を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する			
初回加算	200/月	新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定同行援護等を行った月に指定同行援護の提供又は指定同行援護の提供時に同行訪問した場合			
利用者負担上限額管理加算	150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合			
喀痰吸引等支援体制加算	1人につき100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所は除く			
福祉・介護職員 処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の27.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅱ)	所定単位の20.0%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(Ⅲ)	所定単位の11.1%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件 【必要要件】 ①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている 【対象職種】 ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）				

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉・介護職員 処遇改善加算		<p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件(賃金に関するものを含む)、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>			
福祉・介護職員等 特定処遇改善 加算	(Ⅰ)	所定単位の 7.0% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを 取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数 の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組につい て、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場 合。 ※（Ⅱ）は特定事業所加算を算定していない事業所		
(Ⅱ)	所定単位の 5.5% を加算				

障害福祉サービス報酬算定 加算点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算に該当）がある（算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してくだ

行動援護

事業所名： _____

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
支援計画シート未作成減算	所定単位の5%を減算	「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合	/		
2人の行動援護従業者による場合	所定単位の100%を加算	利用者の同意を得ている場合であり、下記のいずれかに該当する場合 イ 障がい者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他障がい者等の状況から判断して認められる場合			
身体拘束廃止未実施減算	5/日	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算	/		
特定事業所加算	(Ⅰ)	所定単位の20%を加算 下記「厚生労働大臣が定める基準」の①～③に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合			
	(Ⅱ)	所定単位の10%を加算 下記「厚生労働大臣が定める基準」の①、②の一部に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合			
	(Ⅲ)	所定単位の10%を加算 下記「厚生労働大臣が定める基準」の①及び③に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合			
	(Ⅳ)	所定単位の5%を加算 下記「厚生労働大臣が定める基準」の①・②の一部及び④に適合している者として都知事に届け出た指定行動援護事業所が、指定行動援護を行った場合			
	<p>【厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・第1号）】</p> <p>①体制要件（研修の計画的実施、情報の的確な情報伝達等）</p> <p>②人員要件（介護福祉士の割合が30%以上、サービス提供責任者の一定年数の実務経験、常勤のサービス提供責任者の一定数以上の配置等）</p> <p>③重度障害者対応要件（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）</p> <p>④中重度障害者対応要件（区分4以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が50%以上）</p>				
特別地域加算	所定単位の15%を加算	厚生労働大臣が定める地域（平21厚労告第176号）に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所又は基準該当行動援護事業所が指定行動援護を行った場合	/		
緊急時対応加算	100/回	利用者又は家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が行動援護計画の変更を行い、計画に位置付けられていない身体介護・身体介護を伴う通院等介助を、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合 ※利用者1人に対し、1月につき2回を限度 ※地域生活拠点等の場合、さらに50単位/回を加算する	/		
初回加算	200/月	新規に行動援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回又は初回の指定行動援護等を行った月に指定行動援護の提供又は指定行動援護の提供時同行訪問した場合	/		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
利用者負担上限額管理加算		150/回	利用者負担合計額の管理を行った場合		
喀痰吸引等支援体制加算		1人につき 100/日	登録特定行為事業者である事業所の介護職員等がたんの吸引等を実施した場合 ※特定事業所加算（Ⅰ）を算定している事業所は除く		
行動障害支援指導連携加算		273/回	利用者の支援計画シート及び支援手順書を作成した者が、当該利用者が利用する指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画作成のうえで必要な指導・助言を行った場合 ※重度訪問介護等に移行する月に1回を限度（翌月の移行が確実に見込まれる場合、かつ、移行日が翌月の初日等ときは移行日の前月）		
福祉・介護職員 処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位の 23.9% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	（Ⅱ）	所定単位の 17.5% を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	（Ⅲ）	所定単位の 9.7% を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	<p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p> <p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>				
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位の 7.0% を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合 ※（Ⅱ）は特定事業所加算を算定していない事業所		
	（Ⅱ）	所定単位の 5.5% を加算			

